

## 令和元年第3回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

### 1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

### 1、本日の欠席議員（なし）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
市民課長	佐々木明美	生活環境課長	佐藤正穂
健康推進課長	須田美奈	福祉課長	三浦純
学校教育課長	菊地新吾	スポーツ振興課長	高橋寿
事業課長	佐々木宏和	総務課長・通信指令課長	早水和洋

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和元6月26日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第54号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第55号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第56号 にかほ市森林環境譲与税基金条例制定について
- 第4 議案第57号 にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第58号 にかほ市公民館条例等の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第59号 にかほ市国民健康保険診療所条例及びにかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第60号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第61号 にかほ市鶴泉荘条例等の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第62号 にかほ市ガス供給条例及びにかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第63号 にかほ市ガス供給条例を廃止する条例制定について
- 第11 議案第64号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第66号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第13 議案第67号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第68号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第69号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第16 陳情第6号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書
- 第17 陳情第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第18 陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第19 陳情第9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第20 陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 第21 陳情第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

- 第22 陳情第12号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- 第23 議提第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書
- 第24 議提第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書
- 第25 議提第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第26 議員の派遣の件
- 第27 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時00分 休 憩

---

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

.....

### 欠席委員（なし）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

### 説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博

消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	洪 谷 憲 夫
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔
まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁	商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸
市 民 課 長	佐々木 明 美	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
健 康 推 進 課 長	須 田 美 奈	福 祉 課 長	三 浦 純
学 校 教 育 課 長	菊 地 新 吾	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 橋 寿
事 業 課 長	佐々木 宏 和	総務課長・通信指令課長	早 水 和 洋

.....

午前10時01分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいまから一般会計予算特別委員会を開会をいたします。

ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

これから各小委員長の審査の報告を行います。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） おはようございます。それでは、令和元年6月20日付、当小委員会に付託になりました議案について審査が終了しておりますので、御報告申し上げます。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について、企画調整部、選挙管理委員会事務局、消防本部に関する事項でございます。全員の賛成で可決と決しております。

審査内容について若干御報告申し上げます。

初めに、総合政策課関係です。

質問です。地方創生SDGs等アドバイザー業務委託料について、SDGsについてももう少し詳しい説明をお願いします。

答弁です。世界で、誰一人欠けることなく、新たな時代へ行くことを主な目標とした計画で、持続可能な開発目標として17の目標を達成しようとするもので、さらに169のターゲットが用意されており、これらを特化していくことが求められております。にかほ市としては、この中で幾つか具体的にはアドバイザーが決まってから勘案していくこととなりますが、例えば環境や経済、社会活動といった中で、にかほ市が取り組み可能な、にかほ市を地域ブランド化できるようなものになればと考えてるところでございます。

質問です。総合戦略の期限が来ますが、地方創生とこのSDGsとの絡みについては、どのように捉えていますか。

答弁です。地方創生の中でもK P Iの設定が必須になっていましたが、S D G sの中でも、17の大きな目標と、その下に169のターゲット、そしてさらにその下に232の指標があります。この指標が具体的なK P Iと重なる部分があるのです。行政の仕事の中でK P I指数としてできていないもの、S D G sの目標やターゲット、指標を取り入れながら、次期総合戦略へ盛り込んでいけるものと考えております。今後は、専門家の知恵も借りながら詳細に検討していくこととなります。

質問です。この事業が何ヵ年かの想定をされているかはわかりませんが、総合戦略も含めると事務量が一方的に増えるだけで、成果は上がらずに終わる可能性もあるということですか。

答弁です。具体的な事務ということは余り想定されていないと考えます。考え方や方向性、指針の示し方ということに重きが置かれており、S D G sは世界で共通した2030年まで達成しようという目標ですので、自治体としてもそれに向かっていくと。今の事業にそういった理念を落とし込むということになりますので、S D G sを進めるために新たに事業を起すということではありません。

次に、まちづくり推進課関係です。

質問です。集会施設整備補助金の中で、トイレ改修工事が3件あり、補助率が違うが、これは特別な事情があるのでしょうか。

答弁です。以前は、全ての自治会の補助率が3分の1で固定されておりましたが、自治会の規模には大小があり、世帯数により補助率を変更する要綱改正を行い、昨年度からこの補助率で交付しております。世帯数81世帯以上が3分の1、30世帯から80世帯までが2分の1、30世帯以下が3分の2として、規模の小さな自治会に多く補助するものになっております。

質問です。横岡自治会は総事業費230万で全額に近い補助を行うようになっておりますが、この要綱はどうなっていますか。

答弁です。横岡自治会は、一般コミュニティ助成事業という自治総合センターの宝くじ助成を活用した事業になります。これは、市の補助と同様の課目に予算計上しておりますが、別個の補助になります。この宝くじ助成金が歳入として見込めたことから、本予算に計上しております。横岡自治会以外は、市の集会施設整備補助事業要綱に基づくものです。

次に、消防署関係です。

質問です。消防団ポンプ車庫新築工事について、1,350万になっておりますが、これには解体も含まれているのですか。

答弁です。そのとおりであります。以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 委員長の報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） 令和元年6月20日付託の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第69号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について、これも全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

教育委員会関係です。

生涯教育課関係についてです。

質疑です。文化講演委託料は、当初予算に計上されると思うが、今回の補正は文化財保護課との調整で見送ったと考えてよいのかに対しては、答弁です。今年は奥の細道紀行330年ということもあり、文化財保護課で記念イベントの予算を6月補正に計上する予定だった。生涯学習課の文化講演と共催の方が宣伝にもなり、相乗効果が期待できることから、両課で調整し、計上しましたということでした。

次に、スポーツ振興課関係です。

10款5項屋内運動施設整備事業委託料について、3名の議員より委員会質疑が提出されています。各議員に対しては、当局の方から答弁をいただき、書面で配付させていただきましたが、委員会での質疑も踏まえて報告させていただきます。

上程の時期につきまして、供用開始を令和3年3月を目指したい。次年度の交付金要望を6月に提出している。要望時期は年1回であり、ここで見送ると1年計画が遅れるということで、早期完成を目指し、今後も計画を進めたい。

維持管理費につきましては、建物規模を決めた段階で、基本設計の中で算出してもらったということです。

将来的利用者数について、現在も冬期間の既存施設の利用の取り合いが続いている状況であり、早急な整備が必要として計画している。人口は減少しても、利用団体が直ちに減ることは想定していない。現在、市内の各体育館で、平日の日中の時間帯で60、70代を中心に交流の場を多くつくり活動している。とんがり童夢パオでも、グラウンドゴルフ、ゲートボールの開放利用で多くの地域の方が参加している。現在、40、50代世代が、この年代になったときも天候に左右されず活動できる場として提供できる。その年齢層は決して少ない人口割合ではない。幅広い年齢層に応じて利用できる施設として、ニーズは高いと考えられる。

規模についてです。フットサル2面としているが、種目を特定したものではない。市内にフットサル2面程度の大きさを有する屋内運動施設はない。種目や利用団体が要望に応じて有効的な利用が可能になる大きさを考えている。

場所についてです。金浦地内で、ある程度の面積を確保できる場所、アクセス、利用しやすい環境を考慮し、3ヵ所を候補地とした。建設予定地は、風致地区の指定にはなっておりませんが、今後の設計業務を進める中で、白瀬記念館との距離感や駐車場の配置計画を決定する中で、敷地内での

建物位置やデザインを十分に検討しながら、白瀬のイメージを損なわないよう配慮し、計画を進めたい。周辺施設との一体的利用やスポーツ大会及び観光イベントのにぎわいを創出できる場所として、安心・安全な場所として提供できることから選定しているので、計画を進めていきたい。

関係団体との話し合いについては、市では、NPO法人白瀬南極探検100周年記念会と南極探検隊長白瀬轟顕彰会の2団体を把握しており、事業の説明をした。記念館の建物を改築したり、手をかけることには問題があるが、隣接地に建設することについては、特に問題はないと思われるとの回答を得ている。職員は会議等で情報は共有している。今後も協議を行いながら、関係者の意見を伺う際の調整をお願いするという回答をいただきました。

続きまして、委員会での質疑、答弁です。

基本設計、実施設計業務の算定の仕方の内訳を教えてください。

県で作成している建築設計の歩掛を使用しているので、県の算出と同じ建物の基本の額から算出し算出した金額となっている。

質疑です。今年度の3ヵ年の実施計画書に、市長公約の屋内運動施設整備事業、総事業費が5億円とうたっています。その根拠はどのような試算で示されたのか。

答弁です。当初5億円ということで答弁したと思うが、その事業費で進めたいと示していた。しかしながら、現実的に大きさと構造を検討していくと、お示しした7億と話させてもらっているが、建物だけでそういった金額になり得るといふことでの事業費の算定として進めていきたいと考え、今回計上している。

質疑です。当初の市長公約の総事業費の算定には、イメージ的な予算でしかなかったのか。

答弁です。イメージ的なところになるかもしれないが、TDKの屋内運動施設の造成等は伴っていないが、その建物が4億5,000万ほどできています。同じような規模で想定しているということで、そこから算定した金額であると考えます。

質疑です。この間いただいた資料で、今後にかほ市に必要なスポーツ施設はありますか。そのアンケートの回答も載っていますが、問40となっていますが、これはどういったアンケートであったのか。

幅広くスポーツに関してアンケートをとっています。このアンケートは、スポーツ振興基本計画を平成22年からつくるのに伴い、その前段で平成19年度に一度アンケートをとっています。令和2年度から新たな振興基本計画を策定するというところで、前回のアンケートから10年経過したタイミングの平成28年度で、同じようなアンケートを無作為抽出で行ったところです。

質疑です。最初の説明でもそうだったが、観覧する場所がない。つまりは、試合形式のものは残念ながら計画していない、望んでないというような形の説明を受けている。もし10億かけてやるのだとすれば、観覧席をつけるような話は出なかったのか。そういう気持ちはなかったのか。

答弁です。有料の大きな大会を誘致するとか、観客を動員しての大会は想定していない。観覧席は計画していないが、観覧スペースは周りがあると想定しているので、大会自体はできない施設だとは考えていない。

ちなみに、何人ぐらい観覧できるのか。

答弁です。決定している計画ではないが、ウォーキングスペースとして、フットサル2面に約3メートルほどの幅で一周を設けたいと考えている。その外側に椅子を置くなど、計画の中で考えているという回答でした。

当委員会では、議案第68号の審査に当たって付帯意見が出ております。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）中、屋内運動施設整備事業関連の予算は、市長の公約と共に、総合発展計画のみんなが楽しめるスポーツの振興として、令和元年度一般会計当初予算事業実施計画（2019年度から2021年度）にも既に明記され、事業がスタートしている状況と思われますが、事業実施に当たって次の点について意見を付します。

一つ、整備区域にある体験学習田では、この春、金浦小学校児童が田植えをしていると聞くが、秋の収穫までは造成工事等を実施しないこと。また、来年度以降の代替地を確保・提供すること。

一つ、整備区域の農地について、地権者及び作付農業者に対しては、誠意をもって対応し、適正な補償を行うこと。

一つ、施設の位置については、白瀬南極探検隊記念館と周辺環境に十分配慮して慎重に決定すること。

一つ、TDK秋田総合スポーツセンターとの一体性を図るため、TDK側と十分協議し、エリア看板等の設置を検討すること。

一つ、事業実施にあたり、基本計画から大きな変更等がある場合には、速やかに議会に対して説明すること。

令和元年6月24日

一般会計予算特別教育民生小委員会

議案第68号中、市民部の健康推進課関係についてです。

質疑。仕事をしながら子育てをする環境を考えれば、土日を利用した方も出てくると感じるが、そのあたりの対応はまだ考えていないということか。

答弁です。現在のところ、土日の開設は考えていない。支援業務として訪問等で行っていく内容としているので、子どもの遊び場という形ではなく、業務の中で相談等実施していくということで、土日開催のように広く開けるということは考えていないという答弁でした。

市民福祉部の福祉課関係について。

プレミアム商品券についてです。

手続の一連の流れはどうか。

答弁です。システムを構築した後に対象者を抽出し、対象となる方へ申請案内を送付し、その後申請してもらい、再度資格要件を審査し、対象となった方には商品券の購入引換券を送付する。その引換券を持って商工会の販売窓口で購入するという流れになる。それ以後の流れは、通常の商品券と同じ流れになり、商店等で使用されると金融機関で換金されるということになる。

質疑です。この事業は、消費税増税対策として全国で行われるものだが、このプレミアム付き商品券の使える範囲は市内に限られることになるのか。

答弁です。近隣市町村と協力して、市内に限らず使えるようにすることは可能だが、地域の消費

喚起という観点もあり、実際にはそれぞれの自治体がそれぞれのエリアで事業展開することで動いており、にかほ市では、にかほ市内に限ることで考えているという答弁でした。

生活環境課関係です。

市内の空き家が40件を超える中、市内の危険な空き家は何件あるか把握しているか。

答弁です。67件の危険空き家を把握している。

質疑です。チラシ等での広報の影響で希望者が多くなってくると思うが、2件分のみ計上したのはなぜか。

答弁です。現在相談のある2件も解体が確定していないため、見込み分として2件分を計上しているという回答でした。以上、報告でした。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る6月20日、当小委員会に付託された事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

当小委員会に付託された議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の農林水産建設部及び商工観光部関係の事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告申し上げます。

農林水産建設部農林水産課に関する事項です。

6款2項2目13節委託料、森林整備委託料では、森林整備の進め方は、経営管理意向調査は森林所有者を特定し、随時意向調査を実施する。森林アドバイザーに関しては、詳しい要綱などがいないため、もう少し様子を見てから業務委託を考えている。まずは、意向調査や現地確認をする際の作業道などの補修を考えている。対象は民有林の人工林となっており、面積については、内訳は来ていませんが、独自に計算したところ、財産区や牧野組合も含んだ数字になっている。意向調査の地域は未定です。森林環境譲与税の用途の公表については、決算認定に付したときにインターネット等で公表とされております。毎年9月定例会に決算認定に付することになっておりますが、この際、前年度決算に係る森林譲与税の用途をホームページで公表することになります。

商工観光部商工政策課に関する事項では、7款1項2目19節負担金及び交付金、商工会経営発達支援計画事業補助金では、小規模事業者に対して伴走型支援をしていく商工会の事業への補助で、商工会が新たに雇用する人件費を補助するもので、市の補助割合は、1人分の3分の2です。今年度は初年度ということもあり、実態把握、事業者への周知、啓蒙活動が多くなっている。初年度の調査によって個社の実情を明らかにし、2年目以降は、ニーズを持った事業者へ直接手を差し伸べる伴走型支援により、力を入れていく内容になっている。2年目以降に、この事業の本来の目的である伴走型支

援の取り組みがはっきり見えてくることと思う。

観光課に関する事項では、7款2項1目13節委託料、環鳥海地域モニターツアー実施事業委託料では、台湾のブロガーを対象としておりますので、想定される年齢層は30代ぐらいが中心になるのではと考えています。時期は、7月、8月頃を想定しています。幹事市の酒田市を中心として事前に準備を進めている部分もありますので、時間的には大丈夫だと考えているとのことであります。以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

それでは、これから各議案に対する討論・採決を行います。

初めに、議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに、原案に対する反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての各小委員長の報告は、可決です。議案第68号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第68号は小委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第69号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第69号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての小委員長の報告は、可決です。議案第69号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第69号は小委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時40分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午前10時52分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第54号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第11、議案第64号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について及び日程第12、議案第66号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてから日程第15、議案第69号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてまでの議案15件、日程第16、陳情第6号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情から日程第22、陳情第12号日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書までの陳情7件、計22件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤竹文君） それでは、令和元年6月20日付、当総務常任委員会に付託になりました議案について、審査が終了しておりますので御報告いたします。

議案第54号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第57号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第64号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、陳情でございます。陳情第7号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、賛成なしで不採択と決しております。

次に、陳情第9号です。これは7号と同一でございます。みなし不採択と決し、不採択としております。

陳情第10号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてであります。全員の賛成で採択と決しております。

陳情第11号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について、賛成少数にて不採択と決しております。

陳情第12号日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、賛成少数で不採択と決しております。

審査の内容について若干御報告申し上げます。

議案第54号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質問です。投票管理者等の選任要件の緩和措置とは、どのようなことが緩和されたのですか。

答弁です。投票管理者及び管理者職務代理者について、「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」になりました。

質問です。今回の改正は、なり手がいないからですか。

答弁です。集落単位で投票所がある場合、集落の中から選ばなければならない、人口減、高齢化により、なり手がいないところが増えたことが緩和の要因と思われま。

次に、議案第64号です。

質問です。特定小規模施設の整備というのは、一般家庭で火災警報器を設置するのと同じ考えでよいのですか。

答弁です。住宅用火災警報器は、その部屋だけしか警報器が鳴らないのですが、特定小規模施設用自動火災報知設備は、一つの警報器が鳴ると無線により通信を行い、他の全ての警報器が鳴るといふものであります。自動火災報知器は1ヵ所で感知すると全館に知れわたるといふ形ですが、それと同じような方式です。

質問です。大きなホテル等であれば、自動火災報知器設備などを付けなければならなかったと思うのですが、簡易のものでもよくなった、基準が緩くなったということですか。

答弁です。これはあくまでも、住宅を活用して民泊を営むという場合に適用になるということでありま。面積等の基準がかかわってきますが、この設備を設置した場合は、一般住宅に設置しなければならない住宅用火災警報器は設置しなくてもよいということになります。特定防火対象物では、300平米以上の対象物は自動火災警報設備を設置しなければならないのですが、今回は300平方メートル未満という条件で、特定小規模施設用自動火災警報器の設置が可能ということでありま。

以上で総務常任委員会の審査の内容を御報告申し上げます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めま。これで総務常任委員長長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長長の報告を求めま。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） それでは、令和元年6月20日付託の下記事件につき、審査が終わったので報告いたします。

議案第55号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しています。

議案第58号にかほ市公民館条例等の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しています。

議案第59号にかほ市国民健康保険診療所条例及びにかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の

一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決しております。

議案第66号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、全員の賛成で可決と決しています。

陳情第6号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書、これも全員の賛成で採択しています。

陳情第8号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、これも全員の賛成で採択と決しております。

審査の内容について報告します。

議案第55号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてです。

質疑です。今回の改定に係る説明と基金の関係を伺いたい。

答弁です。改正の内容は、県から示された事業費納付金をもとに、にかほ市の国保税の税率を試算すると、医療費分については8.45%の税率が必要となる。基金の繰り入れの額を勘案し、6.90%の改正をお願いするものである。今行われている激変緩和措置の措置は6年間で、にかほ市は税率を本来の税率に一気に引き上げると、国保被保険者の市民の負担が大きいのということで、基金導入しながらあるべき姿に近づけていきたいと考えているということです。平成30年度の基金残高は1億8,800万円になるが、改正後は1億5,400万円の見込みとなっております。税率の改正で基金を増やすのではなく、現在の基金をなるべく減らさないで、激変緩和がなくなった後、一挙に税率を上げるのではなく、その際の市独自の激変緩和措置として保有していきたいと考えているという答弁でした。

質疑です。毎年改定しなければならないような状況と考えられそうだが、今後の考え方を伺う。

答弁です。毎年示された事業費納付金、被保険者の人数等に合わせて試算を行い、必要な税収を求めていきたいとの答弁でした。

それから、議案第66号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について。

質問です。この増額は、議案第55号の改正が施行されれば、年度末まで増収が見込まれるということによろしいか。

答弁です。そのとおりです。

質問です。市民の負担を軽減するために基金からの繰り入れと聞いておりますけれども、繰り入れた後の基金の残額は幾らになるのでしょうか。

答弁です。令和元年度末の基金残額につきましては、1億5,475万7,000円になる見込みですという答弁でした。

議案第58号及び59号は、消費税法等の一部改正による消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の一部を改正するものであり、関連議案と考え、一括で報告いたします。

質問です。市は消費税の納付義務はないが、使用料等の増税分を上げない選択肢はないか。9月定例会までに増税が行われなかった場合は、条例をまた改正するのか。市の見解を伺う。

答弁です。消費税導入時の自治省財務局長通知において、消費税増税分を使用料等に適正に転嫁しないと、増税による減収分が住民税で補填され、本来サービス等利用者に転嫁すべき消費税を住

民全体に転嫁することになり、不適切とされている。本市では、この通知により、平成26年4月の消費税率引き上げ時に使用料等の改正を行っている。今回も適正な転嫁を行うため、課税対象となる使用料を精査し、関係条例を改正しようとするものです。また、もし増税がない場合には、市役所全体として統一した考えのもとに、新たな増税なしの使用料金体制に向かい、条例改正の対応をとっていき考えとなりますという答弁でした。

陳情第6号についてですけれども、本市には待機児童がないこと、また、認可外保育施設はないため、その部分を原案から削除する提案がありました。削除しても本件の願意は十分酌み取れると考え、その部分を削除した意見書を提出することにいたしました。

なお、陳情第8号については、同様のものを採択しているので、今回も採択といたしました。以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木春男君） 去る6月20日、当委員会に付託になりました事件について、審査が終了しておりますので若干報告いたします。

当委員会に付託されましたのは、議案第56号にかほ市森林環境譲与税基金条例制定について、議案第60号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第61号にかほ市鶴泉荘条例等の一部を改正する条例制定について、議案第62号にかほ市ガス供給条例及びにかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第63号にかほ市ガス供給条例を廃止する条例制定について、議案第67号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）についてです。それぞれ全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第56号にかほ市森林環境譲与税基金条例制定については、本会議場で補足説明をしており、特に付け加えての詳細説明はないということで、用途については補正予算で説明するというものであります。

議案第60号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、消費税増税でどのくらいの増収になるのかには、増減の見込みは平成30年度決算額から算定している。消費税分を、令和元年度は経過措置の10月まで8%、11月から10%へととして算出している。令和2年度は、1年間10%として算出している。公共下水道使用料は、令和元年度は平成30年度比で172万7,000円増、令和2年度が441万6,000円増、農集排使用料は元年度で60万円増、令和2年度が144万1,000円、合計で元年度分232万7,000円増、令和2年以降558万7,000円増となっているということです。

議案第61号にかほ市鶴泉荘条例等の一部を改正する条例制定については、観光拠点センターの料金は面積が算定基準になっているので、冷暖房設備は含まれていない。フードコートに面している店舗は、フードコートからの冷暖房を受けることができる。冬期間に冷え込む通路については、ストーブも設置して対応しており、併せて仕切り戸を設置撤去し温度調整もしているため、苦情は来ていないとのことでした。

議案第62号にかほ市ガス供給条例及びにかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、水道の検針は原則毎月の検針です。積雪が多く検針が困難であるなどのやむを得ない場合は、推定で検針することもある。その場合、検針票にその旨を記載しているということでありませぬ。

議案第63号にかほ市ガス供給条例を廃止する条例制定については、7月に市内3カ所で、ガス水道局職員と東海ガスの職員も出席し、料金・保安面等の説明会を行うということでありませぬ。

議案第67号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）については、1億円追加借り入れについては、今年度はガス事業の譲渡ということで起債借り入れの歳入がないという点、譲渡に係る解体等の当初にない工事も補正にあげている点、通常事業において料金収入も下がる見込みである点などによる資金不足に対応するための限度額の増額です。

それから、金浦天然ガスについては、廃坑の方向で予算計上しております。具体的な方法としては、下部から30メートル管にセメントを流し込み、セメントプラグを形成し、ガスの噴出を止めませぬ。さらに、その上30メートルに再度セメントを流し込み、セメントプラグを形成させませぬ。これは、下部セメントプラグのバックアップとして設置するものです。このように二重になっているので、再度の流水はないものと考えているとのことでした。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めませぬ。これで産業建設常任委員長への報告に対する質疑を終ります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めませぬ。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に令和元年6月20日に付託になりました事件について、報告をいたさせませぬ。

議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について、議案第69号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての審査が終了しましたので報告をいたさせませぬ。

議案第68号は、全員の賛成により可決と決させませぬ。

また、議案第69号は、全員の賛成により可決と決させませぬ。

なお、一般会計予算特別教育民生委員会から、小委員長の報告の際に議案第68号について付帯意見が付けられておりますので申し添えておさせませぬ。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長への報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

か。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第54号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第54号の討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号にかほ市森林環境譲与税基金条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第56号の討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第57号の討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議がありますので、この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号にかほ市公民館条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第58号の討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議がありますので、議案第58号の採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号にかほ市国民健康保険診療所条例及びにかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第59号の討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議がありますので、議案第59号は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第60号の討論を終わります。  
これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議がありますので、議案第60号は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号にかほ市鶴泉荘条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第61号の討論を終わります。  
これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議がありますので、議案第61号は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号にかほ市ガス供給条例及びにかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第62号の討論を終わります。  
これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議がありますので、議案第62号は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号にかほ市ガス供給条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第63号の討論を終わります。  
これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第64号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。  
これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第66号の討論を終わります。  
これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第67号の討論を終わります。  
これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議がありますので、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を求めます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番小川正文議員。

【3番（小川正文君）登壇】

●3番（小川正文君） 議案第68号について、予算については全て賛成であります。特に10款5項13節委託料について申し上げます。

去年の11月に、検討会において既に場所の選定はできているようであります。検討会の総意では、二重丸で予算に計上されている場所に7の方が新しくできる施設を適地として示しているということのようでありました。それから、この前の説明会まで6ヵ月以上の月日がたっております。なぜもっと議会にこのことを示せなかったのか。半年間、いろいろな事情があったと思います。早急に示す必要があったのではないかと非常に疑問であります。また、6月18日の再度の説明会、全員協議会では、市長は、当市は議会においては委員会制度を設けていると。その中でこの件を精査してもらいたいという趣旨のことを申されました。そういう考え方であれば、何も2回目の全員協議会での説明は必要がなかったのではないかと思います。市長も1年半前には議員でありました。議員の思い、立場は十分に理解をしていると思われまふ。当市におけるこの事業は、近年にない大事業であります。もっと丁寧に、議会全員の理解を得るような姿勢を示すべきなのではないかと思われまふ残念でなりません。

また、事業費を見てもみますと、先ほど教育民生委員長の報告にもありました、実施計画では総事業費5億円、第1回目の説明会では7億円、第2回目の全員協議会を含めた説明会では9億円、本会議では最高限度額を10億円という説明があったところであります。実施計画と上限では倍の開きがあります。なぜこのような開きがあるのか。余りにも予算に対して安易ではないかと思われるところであります。一方で、市民のアンケート調査、小出地区におけるパオの利用状況を見ますと、運動施設の必要性については誰もが認めているところであります。合併時には、旧3町の合意で金浦地区に文化施設を建設とうたわれておりました。それも、予算の関係で今までできずに13年たっております。

今回申請された3ヵ所の候補地は、全て金浦地区でありました。その点については、大いに評価をいたすところでございます。また、この屋内運動施設には、キッズコーナーを設けるということでありました。現在、キッズコーナーはフェライト子ども科学館にしかありませんし、この施設には、聞くところによりますと由利本荘市内からも利用する人がいるそうであります。このような場所を通じて若い世代の交流がもっと深まるのではないかと期待しているところでありますし、その上で、できることであれば象潟地区にもこのような施設を期待するところでございます。

また、基本方針というのが示されております。子どもたちのスポーツ活動の充実、高齢者が元気なまち、生涯スポーツの振興、特に高齢者に対しては、自治会や老人クラブ等と連携して地域の活動を支援しますと。65歳の高齢者が3分の1近くを占める状況にあります。冬期間においては、特に

11月から3月までは、屋内施設がなければ運動できない状況であります。高齢者の期待も多いと思われ  
れます。

いろいろ申し上げましたけれども、総合して、私は賛成として討論を終わりたいと思います。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思  
います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決され  
ました。

次に、陳情第6号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置  
を国に求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択するこ  
とに決定しました。

次に、陳情第7号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国  
民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情  
の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議がありますので、陳情第7号の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 陳情第7号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に賛成の立場から発言いたします。

米軍のカメラに映った震える少女、ぼろ切れのように道端に座り込みながら、おびえた表情で身をぶるぶると震わせるその映像は、住民を巻き込んだ沖縄戦の痛ましさを伝える記録として繰り返し放送されてきました。これは私だと、那覇市の浦崎末子さん、81歳が名乗り出ました。撮影されたのは1945年の6月下旬頃、当時7歳の彼女は、砲弾飛び交う中を逃げ惑い、姉と避難先を探している途中だったといいます。74年前の戦争で家族4人を失った浦崎さんは、「戦争は本当に恐ろしい。二度と起こしてはいけない」と語っています。本土の捨て石とされ、住民が次々と犠牲になった沖縄戦は、国内外の20万人を超える人々が命を落としております。

普天間基地は、戦火から逃避行を余儀なくされた住民を収容所に入れ、無人となった民間地域を軍事基地にしたもので、国際的にも認められない基地構築です。ですから、普天間基地は、無条件即時撤去が本筋です。しかし、日米両政府は、その移転先を辺野古にする案を押しつけ、繰り返し選挙の争点になっていますが、国政選挙でも地方選挙でも、辺野古新基地の建設のことだけを争点にした県民投票でも、辺野古新基地建設反対の意思ははっきりしています。民主主義的な常識からすれば、県民の意思は圧倒的に辺野古新基地は認めないということであり、立憲主義のルールからすれば、政府はそれに従って辺野古の新基地建設を中止しなければならないはずですが、政府は、県民投票や4月の衆議院沖縄3区の補欠選挙の前に、投票の結果がどうあろうと辺野古新基地建設は続けると明言し、建設を強行しております。これは、立憲主義破壊の極限と言えらると思えます。

よって、この陳情の願意は妥当で採択すべきとの意を表明し、討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を求めます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採決です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は原案のとおり採択

することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第7号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について申し上げます。

既に同じ内容の陳情が採決されておりますので、陳情第9号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、不採択とされたものとみなします。

次に、陳情第10号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第11号は、不採択とすることに決定しまし

た。

次に、陳情第12号日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第12号は、不採択とすることに決定しました。

日程第23、議提第4号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書から日程第25、議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書まで、議提3件を一括議題とします。

初めに、議提第4号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書及び議提第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書について、4番伊東温子議員の説明を求めます。4番。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） 議提第4号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、意見書につきましては、先ほども申し上げましたとおり、待機児童及び認可外保育に関する施設がないということから、条文を省かせていただいて意見書にいたしております。

それでは、にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく佐藤直哉、同じく宮崎信一、同じく佐々木敏春、同じく菊地衛。

提出者につきましては、令和元年6月26日、秋田県にかほ市議会議長佐藤元。

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣です。

続きまして、議提第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月26日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく佐藤直哉、同じく宮崎信一、同じく佐々木敏春、同じく菊地衛。

令和元年6月26日、秋田県にかほ市議会議長佐藤元。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

意見書につきましては、御一読お願いいたします。

●議長（佐藤元君） これから議提第4号及び議提第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号及び議提第5号についての質疑を終わります。

これから議提第4号の討論・採決を行います。

初めに、議提第4号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第4号の討論を終わります。

これから議提第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第5号の討論・採決を行います。

初めに、議提第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第5号の討論を終わります。

次に、議提第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書について、15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） それでは、議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

にかほ市議会議長殿。

提出者、にかほ市議会議員伊藤竹文。

賛成者、同じく佐藤治一、同じく佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく渋谷正敏、同じく佐藤元。

次のページに地方財政の充実・強化を求める意見書がありますので、皆様御一読いただきたいと思ひます。

以上を、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命大臣（地方創生、規制改革担当）です。内閣府特命大臣（経済財政担当大臣）です。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議提第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号についての質疑を終わります。

これから議提第6号の討論・採決を行います。

初めに、議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第6号の討論を終わります。

これから議提第6号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議員の派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第27、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後0時09分 閉 会